

青森県報

号外第五十二号

平成十七年
四月二十七日
(水曜日)

目 次

公 告

青森県庁舎及び警察本部E S C O事業に係る案の提出の要請
…………… (道 路 課) ……

公 告

青森県庁舎及び警察本部庁舎E S C O事業に係る案の提出の要請

次のとおり青森県庁舎及び警察本部庁舎E S C O事業に係る案の提出(以下「提案」という。)の要請をするので、公示する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 提案に係る事項

次に掲げる事業に係る提案書等(E S C O提案書等)の提出

1 事業名

青森県庁舎及び警察本部庁舎E S C O事業

2 事業概要

青森県庁舎及び警察本部庁舎の施設を一括して提案者の資金で省エネルギー化することにより当該施設の光熱水費を削減し、光熱水費の削減額で改修工事費を償還し、残額を県と契約事業者の利益とする提案を募集する。ただし、次に掲げ

る要件及びその他募集要項に定める要件を満たすものとする。

(一) コージェネレーションシステムを導入すること。

(二) 本事業において達成される省エネルギー率が5%以上の提案をすること。

(三) 現行の電力料金水準(平成十七年一月一日改正)から従量料金が5%値下げ(基本料金は据え置き)となった場合においても、削減保証額から各年度のE S C Oサービスクを控除して得た額が、年間五十万円以上確保できる提案をすること。

(四) 平成十八年三月三十一日までに試運転調整を含む当該省エネルギー改修工事等を完成させること。

3 事業場所

青森市大字長島外地内

4 事業対象施設名称

青森県庁舎(東・西・南・北・議会の各棟)及び青森県警察本部庁舎

5 事業対象施設等概要

敷地面積 二一、二八九・六九平方メートル
延床面積 七八、六二四・〇七平方メートル

(一) 建築構造

本庁舎(東・南棟) S R C造(地下一階、地上六階)

警察本部庁舎 S R C造(地下一階、地上八階)

北棟 S R C造(地下二階、地上八階)

西棟 S R C造(地下一階、地上八階)

(二) 竣工年度

本庁舎(東・南棟) 昭和三十五年

警察本部庁舎 昭和五十年

北棟 平成十二年

西棟 平成五年

6 事業期間

事業者の提案するE S C O契約期間とする。(ただし最長十五年とする。)

二 提案を行う者に必要な資格等

1 提案を行うことができる者(以下「応募者」という。)は、E S C O事業を行う能力を有する単独企業又はグループ(複数の企業の共同体)とし、単独企業においては次のすべての役割を単独で担うものとし、グループにおいては各構成員

が次の役割を分担するものとする。

なお、グループの構成員の変更は、事業期間終了まで認めない。ただしやむを得ない事由により県が認めた場合はこの限りではない。

(一) 事業役割

県との対応窓口となり契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

(二) 設計役割

設計に関する業務・監理に関する業務をすべて実施する。

(三) 工事役割

建設工事に関する業務をすべて実施する。

(四) 維持管理等役割

前記(一)から(三)まで以外の、運転、発電用燃料供給、維持管理などに関する業務を実施するものとする。

2 応募者は、次の要件を満たす者であること。グループによる応募者の場合は、グループの構成員が次の要件を満たすものであること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四に規定する者に該当しないこと。

(二) 応募者は、本E S C O提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

(三) 応募者は、対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、提案された削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。

(四) 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。

(五) 事業役割を担う応募者が特定子会社を設立する場合は、事業役割を担う応募者が当該特定子会社に対し、本E S C O事業に関する履行保証を行うこと。

(六) 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士(建設、電気・電子、機械、又は衛生工学)又はエネルギー管理士(熱又は電気)のいずれかの資格を有する者が所属する者であること。

(七) 工事役割を担う応募者は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号以下「建設工事参加資格規則」という。)(第五条第一項の規定により競争入札に参加する資格があると認定された者であること。

(八) 工事役割を担う応募者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一

項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、又はこれに類する許可を受けた者であること。なお、工事役割を担う応募者は、該当する工事の種類ごとに監理技術者資格証の交付を受けている者を専任で設置できること。

(九) 工事役割を担う応募者は、建設工事参加資格規則第五条の資格の認定に係る業種が電気工事及び管工事であること。

(十) 工事役割を担う応募者は、電気工事及び管工事の公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律(平成十五年法律第九十六号)第二条の規定による改正前の建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評価又は建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する直近年度の総合評価値が、千百点以上であること。

(十一) 本募集要項の公告(以下「公告」という。)(の日から提案書提出日までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

(十二) 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていないこと。

(十三) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)(に係る同法による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)以下「旧法」という。)(第三十条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)(をしていないこと、又は更生手続開始の申し立てをなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)(を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)(があつた場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかつた者、又は更生手続開始の申し立てをなされなかつた者とみなす。

三 手続等

1 提案募集要項の交付期間及び申込方法

(一) 交付期間

平成十七年四月二十七日から同年五月二日まで(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで

(二) 場 所

青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部道路課

(三) 交付の方法

提案募集要項の交付を希望する者は、(一)の期間内に青森県県土整備部道路課に直接申し込むこと。なお、郵送又はファクシミリによる申し込みについては、交付期間内に到着したものに限り受け付ける。

2 募集要項に係る質問の提出期間及び方法等

(一) 期 間

平成十七年四月二十七日から同年五月六日までの必着とする。

持参の場合は、同期間内(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで

(二) 提出方法

募集要項に質疑のある者は、所定の様式に基づく質問書を持参又は郵送の方法により、青森県県土整備部道路課に提出すること。

(三) 回 答

質問に関する回答は、説明会において文書で配布するとともに本県のホームページ (<http://www.pref.aomori.jp/douro/>) で公表する。

3 説明会

(一) 参加申込

説明会に参加を希望する者は、平成十七年五月六日午後四時までに企業名及び参加人数を記載(様式は自由)し、青森県県土整備部道路課に郵送又はファクシミリにより申し込みすること。なお、参加申込者数によっては、一企業からの参加者数を調整することがある。

(二) 開催日時

平成十七年五月十一日午後二時

(三) 開催場所

青森県庁舎西棟 四階B会議室(予定)

4 参加表明書及び資格審査書類の受付期間及び提出方法等

(一) 期 間

平成十七年五月十三日から同年五月十六日までの必着とする。

持参の場合は、同期間内(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで

(二) 提出方法

本事業に応募しようとする者は、次に掲げる必要書類を持参又は郵送の方法により、青森県県土整備部道路課に提出すること。

ア 参加表明書

イ 機密保持誓約書

ウ グループ構成表

エ 履行保証書

オ 印鑑証明書(受付日前三ヶ月以内に発行された正本)

カ 商業登記簿謄本(受付日前三ヶ月以内に発行された正本)

キ 財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)

ク 会社概要

ケ 特定建設業の許可証明書(写し可)

コ E S C O 関連事業実績一覧表

サ 経営事項審査結果通知書(受付日前一年七ヶ月以内のもの)

シ 各資格者免許証の写し(表及び裏)

ス 監理技術者免許証の写し(表及び裏)

単独企業においては、左記書類すべて。グループにおいては、オからキまで及びケについて、構成員すべてが提出すること。

(三) その他

ア 資格の審査結果については、申請者に対して別に通知する。提出された書類を審査し、資格が確認された場合は、審査結果と併せて提案要請書を交付する。

イ 提出した参加証明書及びグループ構成表等資格確認必要書類の差替えは原則として認めない。

5 現場ウォークスルー調査

(一) 参加対象者

提案要請書を交付された者を対象とする。なお、参加者数によっては、一応募者の参加人数を制限する場合がある。

(二) 調査日時

平成十七年五月二十四日午前九時から午後五時十五分まで

(三) 集合場所

青森県庁舎西棟 七階B会議室(予定)

(四) 内容

事業対象施設の現地視察及び資料説明

6 現場ウォークスルー調査に係る質問の提出期間及び方法等

(一) 期間

平成十七年五月二十四日から同年五月二十七日までの必着とする。

持参の場合は、午前八時三十分から午後五時十五分まで

(二) 提出方法

現場ウォークスルー調査の結果、質疑のある者は所定の様式に基づく質問書を持参又は郵送の方法により、青森県県土整備部道路課に提出すること。

(三) 回 答

質問に関する回答は、平成十七年六月二日に県のホームページ (<http://www.pref.aomori.jp/douro/>) で公表する。

7 E S C O 提案書提出期間及び方法等

(一) 期 間

平成十七年六月二十二日から同年六月二十三日までの必着とする。

持参の場合は、午前八時三十分から午後五時十五分まで

(二) 提出方法

提案募集要項に従い、E S C O 提案提出書類を作成し、持参又は郵送の方法により青森県県土整備部道路課に提出すること。

四 審査(プレゼンテーション)

1 審査委員は、次に掲げる者とし、審査は、これらの者で構成する審査委員会が実施する。

豊田淳一(東北大学名誉教授)

川瀬貴晴(千葉大学大学院自然科学研究科教授)

中塩俊一(青森県総務部総務学事課長)

藤本正雄(青森県県土整備部道路課長)

長沼晃哉(青森県警察本部警務部会計課長)

2 審査(プレゼンテーション)を行う日は、平成十七年七月一日を予定している。なおプレゼンテーションの日時等詳細は、対象者に別途通知する。

3 審査の結果は、提案の応募者のすべてに対し文書で通知するとともに本県のホームページ (<http://www.pref.aomori.jp/douro/>) でも公表する。

五 その他

1 詳細は、提案募集要項による。

2 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また事業に係る法律は日本国の法律とする。

3 県は、本事業が平成十七年度に予算化を図ることができた場合には、最優秀提案を提案したE S C O 事業者と県は、シェアード・セイビングス契約(以下「契約」という。)の締結に向け協議し、合意に至れば契約事業者として契約を締結し、本事業を実施する。

なお、本件は予算化がされなかった場合、E S C O 提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる停止条件付事業である。

4 建設役割を担う建設会社が、青森県建設工場の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)第五条第一項の規定による競争入札に参加する資格があることの認定を受けていない者も応募することができ、E S C O 提案書提出の時までに、二に定める資格を有していなければならない。

5 担当部局名及び所在地

(一) 名 称

青森県県土整備部道路課コージェネレーション推進担当

(二) 住 所

青森市長島一丁目一

電 話 〇一七 七三四 九六五〇

〇一七 七三二 一一一一(内線四二七七)

F A X 〇一七 七三四 八一八九

SUMMARY

1 Nature of the products to be purchased: The successful proposer's funds will be used to change the Aomori Prefectural Government Office Buildings and the Police Headquarters Office Building into energy conserving buildings. This will reduce the lighting, heating and water expenses for the facilities concerned. The expenses for the repair works will be refunded by these savings in lighting, heating and water expenses. The balance will be used as profit by the Prefecture and the contracted company.

2 Issuing Period for Proposal Handbook: 8:30~17:15 from April 27, 2005 through May 2, 2005 (excluding Saturdays, Sundays and national holidays).

3 Participation declaration and screening papers will be accepted from: Papers must be received between May 13, 2005 and May 16, 2005. They may be posted or brought in person from 8:30~17:15 within this time period (excluding Saturdays, Sundays and national holidays).

4 ESCO Proposal Presentation Period: Presentations must be received between June 22, 2005 and June 23, 2005. They may be posted or brought in person from 8:30~17:15 within this time period.

5 Supervising Department and Location: Cogeneration Promotion Supervisor of the Road Division, Department of Land and Infrastructure, Aomori Prefectural Government 1-1-1, Nagashima Aomori City, Aomori Japan

Tel 017-734-9650

017-722-1111(ext. 4277)

Fax. 017-734-8189

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭